

輸送システム利用規約

輸送システムでは、以下のサービス内容を提供いたします。

- 輸送サービス

申込者の指定する車両を、指定する地点から指定する場所へ輸送するサービスです。

第1条 (定義)

本規約及びその他輸送システムの提供する各サービスにかかる各個別の規約（以下「個別サービス規約とする」）において用いられる字句の意義は次の通りとします。

1. 輸送システム：キャリア・メッセ株式会社が運営するウェブサイト
2. 申込者等：輸送システムの提供する各サービスを利用もしくは利用を予定している者
3. 提携会社等：それぞれ以下の者をいいます。
輸送にかかる業務に関して
車両の輸送及びそれに伴う、保管業務を行う許認可または免許を有する事業者であって、本サービスの提供にあたり当社が委託する事業者。
4. 取引番号等：輸送システムが発行する取引番号・見積り受付番号及びお客様が設定し入力するパスワード等の個別お申込み内容を確定・識別するための情報。

第2条 (規約の改定とサービスの変更)

輸送システムは予告なく本規約を改定、またはサービスの内容を変更することができるものとします。

第3条 (利用条件)

1. 申込者等は、輸送システムの各サービスを利用するにあたり、以下の事項を順守することとします。
 - 1) 真実かつ正確な情報を入力し送信すること。また、入力した情報に変更があり、真実と乖離した場合には適宜修正及び変更の報告をすること。
 - 2) 輸送システムが発行する取引番号・見積り受付番号及びパスワード（以下「取引番号等」とする）の管理を自己の責任において行うこと。
また、取引番号等を第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしないこと。
 - 3) 輸送システム各サービスの対象となる車両が、不正改造車、盗難車、その他法令に違反するもの、またはその恐れのあるものではないこと。また、第三者の一切の権利を侵害しないものであること。
 - 4) 輸送システムの各サービスにおいて、法令違反行為、第三者の権利の侵害行為、非倫理的・非道徳的行為、またはこれらの恐れがある行為を行わないこと。
 - 5) 輸送システムの各サービスを通じて配信されたコンテンツ・情報等の発信元を隠したり偽装することを行なわないこと。
 - 6) 商業用の広告、宣伝を目的としたコンテンツ、ジャンクメール、スパムメール、チーンレター、無限連鎖講、その他勧誘を目的とするコンテンツをアップロードしたり掲示したり、メールなどの方法で送信等

をしないこと。

- 7) コンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限するようにデザインされたコンピュータウイルス、コンピュータコード、ファイル、プログラムを含むコンテンツをアップロードや掲示したり、メールなどの方法で送信等をしないこと。
 - 8) 本サービスまたは本サービスに接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり、混乱させたりすること、あるいは本サービスに接続しているネットワークの使用条件、操作手順、諸規約、規定に従わないこと。
 - 9) 他の申込者の個人情報を収集・蓄積すること。またはこれらの行為をしようとすること。
2. 前項 1 号後段の修正及び修正報告を怠ったことにより、申込者に生じた不利益につきましては、輸送システムは一切の責任を負いません。
 3. 取引番号等を利用して行われた行為の責任は、当該取引番号等を保有している申込者の責任とみなします。輸送システム及び提携会社等は取引番号等の漏えい、不正使用などから生じた損害については保証せず、また輸送システム及び提携会社等に発生する損害については、当該申込者が補償するものとします。

第 4 条 (利用の制限)

輸送システムは、本件サービスに関する法規・政令などに改廃・変更が見込まれ、または公布・実施された場合において、本サービスの一部または全部の利用を制限することがあります。

第 5 条 (申込者の本人確認)

輸送システムにおいて必要と認める場合は、運転免許証その他の写真を含む公的な身分証明書の提示などの手段により、本人であることの確認を行うことがあります。申込者がこれを拒む場合には、輸送システムは本サービスの提供を中断・中止することができ、その時点までに輸送システムに生じた損害を賠償することができるものとします。

第 6 条 (サービス提供範囲)

日本国内に居住するものに限り、輸送システムの各種サービスの提供を受けられるものとします。

第 7 条 (輸送システムの権利譲渡)

キャリア・メッセ株式会社（以下「キャリア・メッセ」という）は、申込者の事前の承諾を得ることなく、輸送システム事業及び本規約等に基づく権利を東西海運の指定する会社に譲渡し、また、本規約に基づく義務を当該会社に引き受けさせができるものとし、申込者はこれに異議なく同意します。ただし、これら譲渡が行なわれた場合、キャリア・メッセは輸送システムサイト上で当該事実を告知するものとします。

第 8 条 (申込者としての権利譲渡)

申込者は本サービスの申込者としてサービスを受ける権利を譲渡することができません。

第9条（相殺）

輸送システムは、輸送システムが申込者等に対して有する債権（自働債権）と、申込者が輸送システムに対して有する債権（受動債権）を相殺することができるものとします。

第10条（申込者への通知）

1. 輸送システムは、申込者に何らかの通知をする必要が生じた場合には、本サービス利用申込時において記載された申込者の指定する電子メールアドレスに電子メールにて通知することを原則とします。
2. 前項の方法によっても通知が送達されない場合、または通常の電子メールを発信したにもかかわらず、不達であったことを輸送システムにおいて知り得なかった場合は、通常送達時に通知が送達されたものとして、取扱うことに対し申込者は異議申し立てしないものとします。
3. 輸送システムが通知した内容は特に異なる定めがある場合を除き、その通知を発した日から効力を有するものとします。

第11条（禁止行為）

輸送システムは申込者が本サービスに関して以下の各項に定めた行為を禁止します。また、申込者が禁止された行為を行ったとき、またはその恐れがあると認められる場合は、予告なく一切のサービスを中止し、または取り止めることができるものとします。

- 1) 法令・慣習・その他の社会規範・公序良俗に反する行為
- 2) 他の申込者及び第三者に対する誹謗中傷・プライバシーの侵害・精神的または経済的損害を与える行為
- 3) 本サービスの円滑な遂行を妨げる行為
- 4) 輸送システムならびに他の申込者の名誉を毀損する行為

第12条（サービスの中止）

1. 輸送システムは申込者に対するサービスを開始するとき、または開始後において、以下の事情がある場合、サービスの一部または全部の提供を中断し、または取り止めることができます。
 - 1) 輸送システムの使用する通信網、通信設備、コンピュータなどの一部または全部の装置の保守点検ならびに修理、予測できない故障などによる場合
 - 2) 天災・騒乱・戦争行為その他の不可抗力によりサービスの提供ができない場合
 - 3) 申込者の依頼事項が法令その他に抵触する恐れがあると判断した場合
 - 4) 国土交通省陸運支局その他の管轄当局において、輸送システムの責によらない事由で申込者の依頼に基づく申請が受理されない場合
 - 5) その他やむを得ない事由と輸送システムが判断した場合
2. 輸送システムは前項の規定によりサービスの提供を中断、または取り止める場合において、緊急やむを得ない場合を除き、事前に申込者にその旨を通知するものとします。
3. 輸送システムは本サービスの中止ならびに取り止めることに対して一切の責任を問わないものとします。

第 13 条（責任と免責）

1. 輸送システムは本サービスを利用するにあたり、輸送システムの責任に帰すべき事由を原因として申込者が損害を受けた場合、以下の範囲で損害賠償の責を負います。
 - 1) 本サービスの対象となる車両が、オークションで落札されたものである場合は、その落札価格を上限とする範囲内
 - 2) 本サービスの対象が登録関係・輸送関係・車庫証明取得関係・解体廃棄関係である場合は輸送システムが徴収した金額のうち、租税公課相当額を除外した輸送システムの手数料範囲内
 - 3) 申込者の損害額を算出する必要がある場合は、公正かつ中立な第三者機関による査定を受けるものとし、算出された損害査定額について上記 1)、2) 項の範囲で賠償するものとします。
2. 本サービスの利用により、申込者が他の申込者または第三者に損害を与えた場合、または損害を与えたとして何らかの請求を受けた場合、または訴訟その他の方法で係争となった場合、その原因が輸送システムに帰すべき事由である場合を除いて、申込者自らの責任と費用負担において、その請求または訴訟または係争を解決し、輸送システムを免責するものとします。
3. 輸送システム及び本サービスは、申込者間または申込者と第三者との間で成立した売買、譲渡及び売買契約、引渡しの原因となる契約、権利移動が発生する契約には一切関与いたしません。また、売買または譲渡の対象物である自動車等の品質・機能・性能に関しては、一切の責任を負いません。申込者は自己の責任において売買を成立させ、またその対象物を検収し受領するものであって、輸送システムに対して一切の責任を問わないものとします。

第 14 条（個人情報）

輸送システムは、申込者のサービス提供のために必要な限りにおいて、申込者の個人情報を輸送システム業務提携先の陸送会社及び行政書士に伝達することができるものとします。

第 15 条（権利帰属）

1. 申込者が送信（発信）したものを除き、本サイト及び本サービスに含まれているコンテンツ、個々の情報（データ）及び情報（データ）の集合体に関する知的財産権その他の権利は、東西海運及び東西海運に当該コンテンツ等を提供している第三者に帰属します。
2. 申込者は、輸送システムの文書による承諾を受けた場合を除いて、本サイト、本サービスまたはそれらに包含される内容を複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、使用許諾、転載、再利用しないことに同意するものとします。

第 16 条（準拠法と合意管轄）

本規約ならびに本サービスに関して、輸送システムと申込者の間で争いが生じた際の準拠法は日本国内法とし、一切の訴訟に関しては東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄とします。